

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月31日
【会社名】	スター精密株式会社
【英訳名】	STAR MICRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	静岡(054)263-1111(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 コーポレート本部長 佐藤 誠悟
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	静岡(054)263-1111(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 コーポレート本部長 佐藤 誠悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本ユニットの業績目標達成度を評価する期間は、2025年1月1日から2027年12月31日までの期間（以下「評価期間」という。）とし、評価期間中の対象役員の役位に応じて設定される業績指標（ROEに関する指標等を用いています。）の達成度に応じて当社普通株式を交付します。

最終交付株式数の決定方法

最終交付株式数は、以下の計算式により算出されます。

$$\text{最終交付株式数} = () \text{基準交付株式数} \times () \text{業績目標達成度} \times () \text{在任期間比率} \times () \text{役位調整比率}$$

- () 基準交付株式数は、役位等に応じて定められる各対象役員の株式報酬基準額をもとに取締役会において決定します。
- () 業績目標達成度は、役位等に応じて定められる各対象役員の業績目標の達成度等に従い算出されます。
- () 在任期間比率は、評価期間中の途中で就任又は退任した場合における在任期間の割合で算出します。
- () 役位調整比率は、評価期間中に対象役員に役位の変更があった場合に、各役位に在任した期間に応じて算出されます。

権利消滅事由

対象役員が本ユニットの権利が確定するまで、取締役会で定める一定の非違行為その他本ユニットを喪失することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当したときは、その時点において、本ユニットは権利消滅します。なお、評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、対象役員が死亡した場合等の当社の取締役会で定める事由が生じた場合には、当社の株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

譲渡制限

本ユニットに基づき交付される株式には、株式を交付された日から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとの譲渡制限を付します。

(6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

評価期間中（2027年12月31日までの間）に、本ユニットに基づき株式が交付されることはありませんので、当社の第101期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）半期報告書の提出前に本ユニットに基づき株式が交付されることはありません。なお、本ユニットに基づき交付される株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理され、対象役員からの申出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。

(7) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上

